

保護者の皆様へ

東京都教育委員会

## 都立高等学校等授業料等の納入について

平成26年度以降に都立高等学校等に入学された生徒の授業料等（通信制受講料を含む。）については、下記のとおり取り扱います。納入対象となる方は、納入の手続きをお願いいたします。

また、令和4年度の高等学校等就学支援金手続は改めて御案内いたしますので、申請を希望される方は必要な手続を行ってください。なお、既に就学支援金の申請の際に、マイナンバーを提出し認定となっている方で、住所や保護者等に変更がない場合は、手続が不要になります。

記

### 1 授業料額と納入回数

課程	年額（令和4年度）	納入回数	1回の納入額	備考
全日制課程	118,800円	2回	①年額の3/12 （4月から6月分） 及び ②年額の9/12 （7月から3月分）	就学支援金制度の認定を受けた場合は、左記の授業料等ばかりではありません。 就学支援金の認定を受けられる標準修業年限を超過した場合、学び直し支援金制度や減免制度が受けられる場合がありますので、学校の経営企画室に御相談ください。
定時制課程	32,400円			
定時制単位制課程	1単位あたり1,740円 × 履修単位数			
通信制課程	1単位あたり 336円 × 履修単位数			

### 2 納入時期

	納入期限
(1) 就学支援金を申請していない場合	① 4月末日（単位制は5月末日） ② 9月末日
(2) 就学支援金を申請したが、不認定となった場合	① 4月末日（単位制は5月末日） ② 10月末日

注1 年額の12分の3に当たる額を①（前期）に、年額の12分の9に当たる額を②（後期）に納入します。

注2 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日が納入期限となります。口座振替（自動払込）の場合、翌営業日に引き落としとなります。

注3 授業料等が期限内に納入されなかった場合には、「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」により「出席停止」又は「退学」処分を受けることがあります。

注4 令和3年7月の申請において、就学支援金を申請されなかった方及び申請の結果不認定となった方には、令和4年4月に授業料等納入通知書を郵送します。ただし、定時制単位制課程及び通信制課程に在学する方は令和4年度の履修単位数決定後、授業料等の額を決定しますので、令和4年5月に授業料等納入通知書を郵送します。

### 3 納入方法

入学時に申請された方法により、次のいずれかの方法で納入していただきます。

(1) 預（貯）金口座から引き落としを行う口座振替（自動払込）制度を利用する方法

(2) 納入通知書（ペイジー対応）により金融機関で納入する方法

※ 通信制課程は（2）の方法のみになります。

### 4 授業料減免制度について

在籍期間の超過等により就学支援金制度や学び直し支援金制度が適用外となった場合で、授業料等の納入が経済的に困難な家庭について、授業料等を免除又は1/2減額する制度があります。また、所得制限により就学支援金の適用外となった場合で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、授業料等を1/2減額します。

注1 この制度により減免されるのは、授業料のみで、積立金等の学校徴収金は対象となりません。

注2 令和3年度にこの制度の適用を受けた方で、令和4年度も引き続き適用を受けるためには、令和4年4月に再度申請が必要となります。



## 5 積立金等の学校徴収金について

表面の授業料等のほかに、各学校で定めた修学旅行等積立金、生徒会費、定時制給食費等の学校徴収金を納入していただきます。納入方法・金額等の詳細については、学校からのお知らせで御確認ください。

## 6 その他

各制度の内容、納入方法や提出書類等に御不明な点がある場合には、お通りの学校の経営企画室にお問い合わせください。

### 重要事項1 高等学校等就学支援金制度について

高等学校等就学支援金制度とは、標準修業年限(全日制 36 か月、定時制及び通信制 48 か月)を超過せず、世帯の所得が一定の基準未満の場合、学校に就学支援金を支給することで、申請した生徒の授業料等が無料になる制度です。

新2・3・4年生の申請時期は令和4年7月頃です。学校から申請書等を配布しますので、受給を希望される方は忘れず手続を行ってください。なお、既に就学支援金の申請でマイナンバーを提出し、認定を受けている方で、住所や保護者等に変更がない場合、手続は不要です。

#### ポイント

※既に就学支援金の申請でマイナンバーを提出し、認定を受けている方で、住所や保護者等に変更がない場合は、マイナンバーで最新の情報を取得し審査します。審査結果は、後日送付します。

※令和4年7月に新規に申請される際は、マイナンバーを確認できる書類が必要となります。提出できるよう御準備ください。

### 重要事項2 奨学のための給付金制度について

奨学のための給付金制度とは、生活保護受給世帯及び住民税所得割が非課税の世帯を対象に、学校徴収金等の教育費を保護者に直接支援する制度です。支給額は家庭の収入状況等の区分により異なります。

申請時期は令和4年7～9月頃です。学校から周知のリーフレットを配布しますので、令和3年度奨学のための給付金の支給を受けた方も含め、受給を希望される方は忘れず手続を行ってください。

#### ポイント

※奨学のための給付金の認定結果は、自動的に更新されるものではありませんので、令和3年度に奨学のための給付金の支給を受けた方も、令和4年9月までに再度申請を行わない場合、令和4年度の奨学のための給付金の対象となりません。

※奨学のための給付金の申請は、令和4年7月1日時点で、保護者が住所を有している都道府県へ行きます。都立高等学校へお通りの場合でも、保護者の住所が他の道府県の場合は申請先が異なりますので御注意ください。

### 重要事項3 給付型奨学金制度について

給付型奨学金制度とは、生活保護受給世帯及び住民税所得割額が85,500円未満の世帯を対象に、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。支給限度額は家庭の収入状況等の区分により異なります。

申請時期は令和4年2～3月頃です。学校から周知のリーフレット等を配布しますので、令和3年度給付型奨学金の認定を受けた方も含め、受給を希望される方は忘れず手続を行ってください。

#### ポイント

※給付型奨学金の認定結果は、自動的に更新されるものではありませんので、令和3年度に給付型奨学金の認定を受けた方も、再度申請を行わない場合、令和4年度給付型奨学金の対象となりません。

※給付型奨学金制度は、生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではなく、各学校が設定する選択的教育活動に係る経費を支給限度額まで保護者の負担なく参加できるものです。